

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するものである。昨今は、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、年々複雑化し、対応が困難な事案が増加している。また、いじめが原因の不登校や自ら命を絶とうとする深刻な事案も発生している。いじめ問題への対応は学校として大きな課題である。

本方針は、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送れるよう、学校、保護者、地域、関係機関等との連携の下、いじめ問題の克服に向けて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的且つ効果的に推進するために定めるものである。

### 2 いじめとは

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

#### (2) いじめに対する基本的な考え方

ア 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識

イ 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識

ウ 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

#### (3) いじめの構造と動機

##### ア いじめの構造

いじめは、単に「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」との関係だけでとらえることはできない。いじめは『四層構造』になっている。「観衆」・「傍観者」の立場にいる生徒も、結果としていじめを助長していることになる。また、いじめられている生徒といじめている生徒との関係は、立場が逆転する場合もある。観衆・傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切である。

##### イ いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・反発、報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（イライラをはらしたい）など

#### (4) いじめの態様

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

オ 金品をたかられる。

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

ク パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

ケ その他

### 3 いじめの組織的対応と日常の指導体制

#### (1) いじめの組織的対応（別紙1）

いじめの解決に向けた組織的な取り組み

#### (2) 日常の指導体制（別紙2）

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

### 4 いじめの未然防止

いじめの問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては、教育活動全体を通して、自己有用感・自己肯定感・規範意識を高めさせ、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

#### (1) 生徒指導の充実

ア 規範意識、帰属意識をお互いに高める集団づくり

イ コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

#### (2) 特別活動、部活動の充実

ア ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動

イ 自分たちの問題として、いじめの予防と解決に取り組めるような生徒会活動

ウ 部活動における生徒同士が励まし助け合い、互いを認め高めあう集団づくり

#### (3) 教育相談の充実

ア 担任による面談週間の実施と情報共有

イ 年3回の学校生活アンケートの実施

#### (4) 道徳教育、体験活動の充実

ア 教育活動全般を通しての道徳教育の実施

イ 人権意識の高揚をはかるための研修の実施

ウ ボランティア活動の充実と積極的な参加

#### (5) 情報モラル教育の充実

ア スマートフォンや携帯電話の使用についてのモラル教育

イ 生徒主導による情報モラル教室の開催

#### (6) 保護者・地域との連携

ア いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知

イ 学校公開の実施（授業参観などの実施）

#### (7) ホームルーム経営及び学習指導の見直し（別紙3）

ア ホームルーム経営の見直し（ホームルーム担任）

イ 学習指導の見直し（教科担当）

### 5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、「早期発見・早期対応」である。生徒の言動に留意するとともに、何らかの『いじめのサイン』を見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

#### (1) いじめの発見

ア いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせる

イ いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。

ウ 速やかに報告し、事実確認をする。

#### (2) 日常の生徒の行動観察

ア 教員の観察による気付き

イ 要配慮生徒に対する観察の徹底

ウ いじめられている生徒・いじめている生徒のサインの把握

エ 教室・家庭でのサインの把握

#### (3) 相談体制の整備

- ア 相談窓口の設置と周知（教育相談委員会）
- イ 面談週間の実施と活用
- (4) 定期的調査の実施と結果の活用
  - ア 年3回の学校生活アンケートの実施
  - イ 年2回のQUテストの実施
- (5) 情報の共有
  - ア 報告経路の明示、報告の徹底
  - イ 職員会議等での情報共有
  - ウ 要配慮生徒の実態把握（担任・学年・教科）
  - エ 進級時の引継ぎの徹底

## 6 いじめへの対応

### (1) 生徒への対応

#### ア いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

(具体的な指導・対応は以下のとおりである。)

- ・安全、安心を確保する。
- ・事実の確認を行う。(聞き取り内容等指導の記録をきちんと取ること。)
- ・今後の対策についてともに考える。
- ・心のケアを図る。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。など

#### イ いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、いじめられている生徒の痛みを知ることが出来るようにする指導を根気強く行う。(具体的な指導・対応は以下のとおりである。)

- ・いじめの事実を確認する。(聞き取り内容等指導の記録をきちんと取ること。)
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・相手の立場で物事を考えるよう指導する。
- ・二度といじめを起こさせない環境を構築する。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。など

### (2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。(具体的な指導・対応は以下のとおりである。)

- ア 自分の問題としてとらえさせる。
- イ 望ましい人間関係づくりに努める。
- ウ 自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。など

### (3) 保護者への対応

#### ア いじめられている生徒の保護者に対して

相談された場合には、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を味わえるようにする。(具体的な対応は以下のとおりである。)

- ・じっくりと話を聞く。(聞き取り内容等の記録をきちんと取ること。)
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

#### イ いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら、速やかに複数の教員で面談し、丁寧に説明する。

(具体的な対応は以下のとおりである。)

- ・いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- ・生徒や保護者の心情に配慮した言動を心掛ける。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・家庭で、何か気付いたことがあれば連絡・報告してもらう。

ウ 保護者同士が対立する場合など

教員または学校が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

(具体的な対応は以下のとおりである。)

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・学校の管理職が率先して対応することが、有効な手段となることもある。
- ・教育機関や関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

ア 教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法、関係機関との調整など

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合、犯罪等の違法行為がある場合など

ウ 福祉関係機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言、家庭での生徒の生活状況への指導・助言、生活環境の状況把握など

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談・助言、精神症状についての治療、指導・助言など

## 7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像・動画を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信することや、特定の生徒に成りすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載する等が「ネットいじめ」であり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングの設定、保護者の見守り、学校などからの情報提供、PTA 研修会等への参加依頼など

イ 情報教育の充実

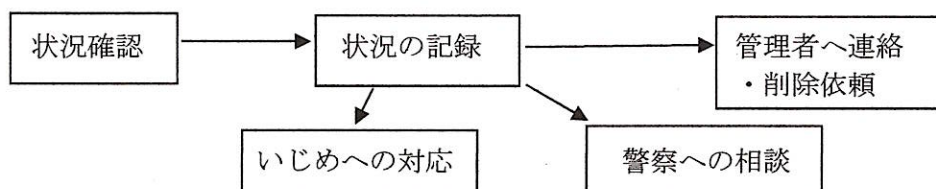
- ・情報モラル教育の充実、スマートフォンや携帯電話についてのモラル教育の充実と情報提供、防犯教室の充実とネット社会についての講話の実施など

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの通報・情報提供
- ・ネットパトロールからの通報・情報提供

イ 不当な書き込みへの対処



## 8 いじめの解消

### (1) いじめの解消とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

イ いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切である。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられる。

## 9 重大事態への対応

### (1) 重大事態とは

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。

[具体的な事案]

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ・生徒が身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合

イ 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合。

[具体的な事案]

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、日数の多寡にこだわらず、状況により判断する

### (2) 重大事態時の報告・調査協力

ア 学校が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告する。

イ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。

ウ 学校が調査主体となる場合は、学校の設置者の指導・助言のもと対応に当たる。

エ 学校の設置者が調査主体となる場合は、学校は学校の設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

### (3) 聞き取りによる調査

いじめられた生徒、保護者、教職員（担任、学年、部活動顧問等）、関係する生徒から、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や事情、生徒の人間関係について調査する。

### (4) 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討

ア 重大事態の発生から、1か月程度を目途に、聴取した内容を書面にとりまとめる。

イ 調査期間中にいじめられた生徒が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容をとりまとめる。聴取した内容を踏まえ、家庭と連携して、今後の支援方策を検討する。

### (5) 情報の適切な提供

ア 聴取結果について、いじめられた生徒、保護者に説明する。

イ いじめを受けた生徒またはその保護者の所見をまとめた文書を、聴取結果の報告に添え

ることができる旨を説明する。(希望する場合)

## 10 評価

PDC Aサイクルの考え方に従い、取り組みについて「評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえて、取り組みが適切に行われたか否かを検証する。その結果を分析し、取り組み内容や取り組み方法の見直しを行う。

### (1) 内部評価

- ア 学校評価にいじめに関する評価項目を位置づける。
- イ 集計結果を踏まえ、取組状況や達成状況を評価する。

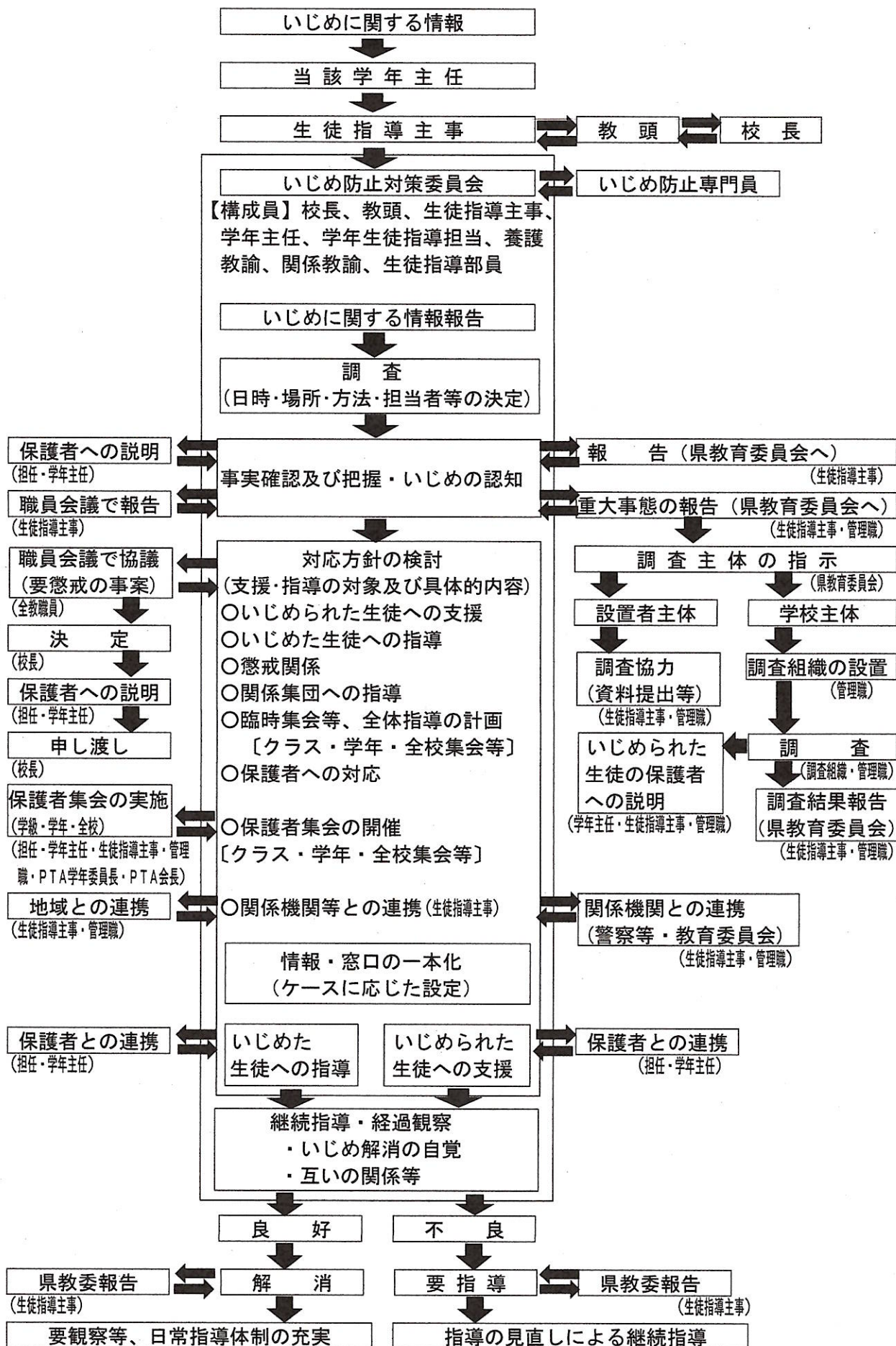
### (2) 外部評価

- ア いじめ防止専門員による評価・指導
- イ 学校評議員会での報告と意見聴取

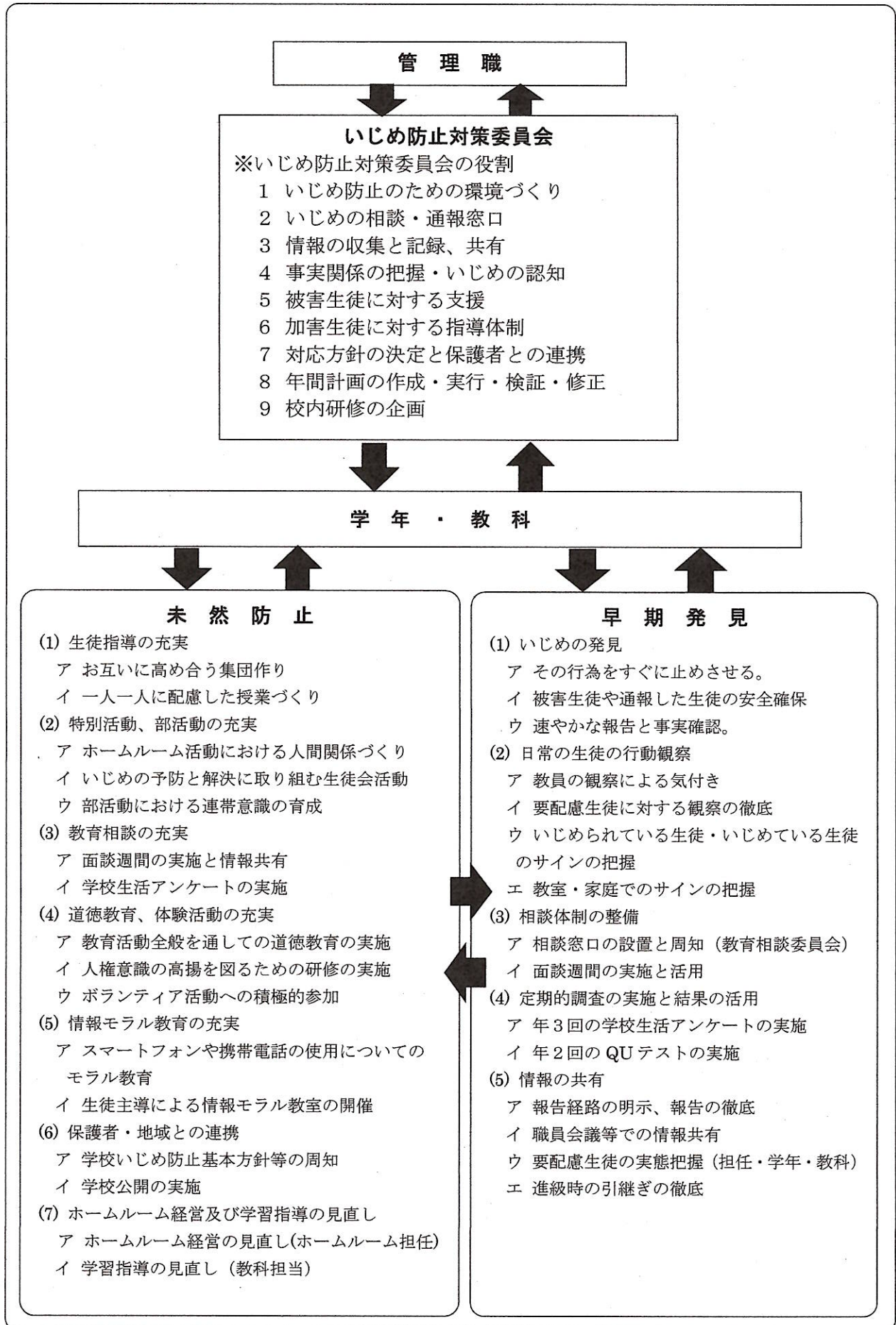
### (3) 改善

- ア 「いじめ防止対策委員会」で取り組みの改善等、見直しを図る。
- イ 結果を職員会議で伝達・周知する。

いじめの組織的対応（生徒指導主事はハートフルリーダー兼任）



日常の指導体制





## 別紙3

### ホームルーム担任・教科担当として ホームルーム経営及び教科指導を見直すチェックリスト

直接いじめの加害者・被害者になっていない生徒でも、いじめが起きやすい雰囲気の学級集団の中にいると心が乱れてくる。反対に、学級の環境を整備することで、生徒たちの心が豊かになり、温かい人間関係を築くことが可能となる。ホームルーム担任・教科担当として、日々の学級経営・教科指導を見直す際のチェックポイントを示す。

#### 【教師の言動】

- 生徒の言い分に耳を傾けている。
- 生徒の良さを見つけようとしている。
- 人に迷惑をかける言動には、毅然とした態度で対応している。
- えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
- 個人のプライバシーを守っている。
- 一日に一回は会話をするなど、どの生徒にも関わり合いを持っている。
- 教師自身が生徒を傷つけたり、いじめを助長するような言動をしない。

#### 【授業時間・学級活動】

- わかりやすい授業、充実感の持てる活動が行われている。
- どの生徒の発言にも、全員が耳を傾けている。
- 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができています。
- リーダー（理事）に協力する支援体制ができています。
- 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。

#### 【日々の生活】

- 誤りを認め、話し合えるムードがある。
- 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。
- ホームルームの小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。
- 昼食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。

#### 【教員同士の連携・保護者との連携】

- 学年会議や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
- 日頃から職員室に、生徒やホームルームの様子を気楽に話題にできるムードがある。
- 学級だよりなどで、学年、ホームルームの取組の様子が保護者に理解されている。
- 日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合える体制が確立されている。
- いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。

※生徒たちは、学校生活の全ての場で学んでいる。学校の教育目標や経営方針のもと、学年等で情報交換を密にし、教職員同士が互いに高め合いながら学級経営を見直して行く必要がある。ホームルームをいつチェックするのか、チェックしたことをどう生かすのかを検討することも大切である。

令和2年5月21日 改定